

第三次群馬県循環型社会づくり推進計画 (変更案)

群 馬 県

令和4年3月

目 次

第 1 章 総論

第 1 節 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の対象	2
4 計画の期間	2
5 計画の構成	2

第 2 章 現状及び課題

第 1 節 循環型社会づくりをめぐる動向	4
1 各種法令の状況	4
(1) 循環型社会形成推進基本法	4
(2) 廃棄物処理法の改正	5
(3) 食品ロス削減推進法	5
(4) バイオマス活用推進基本法	6
(5) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	6
(6) 海岸漂着物処理推進法	7
2 国における各種計画・方針等	9
(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画	9
(2) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針	10
(3) プラスチック資源循環戦略	11
(4) 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針	11
(5) バイオマス活用推進基本計画	11
(6) 海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針	11
(7) プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針	11
3 国際的な取組	12
(1) 持続可能な開発目標 (SDGs)	12
4 群馬県の独自の取組	12
(1) 2050 年に向けた「ぐんま 5 つのゼロ宣言」	12
5 その他の動向	13
(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大	13
第 2 節 群馬県における循環型社会づくりの現状及び課題	14
1 前計画の目標達成状況	14
(1) 一般廃棄物	14
(2) 産業廃棄物	14
(3) バイオマスの活用の推進	15

2	3Rの取組状況	16
	(1) 一般廃棄物	16
	(2) 産業廃棄物	25
3	廃棄物の適正処理	32
	(1) 一般廃棄物	32
	(2) 産業廃棄物	33
	(3) 不適正処理対策	44
4	食品ロス削減	47
	(1) 世界の食品ロスの現状	47
	(2) 全国の食品ロスの現状	47
	(3) 群馬県の食品ロスの現状	47
5	バイオマスの活用の推進	50
	(1) 本県におけるこれまでの取組	50
	(2) バイオマス賦存量及び利用量の状況	51
6	リサイクルの推進	53
	(1) リサイクル関連法の状況	53
	(2) リサイクル関連産業（循環型社会ビジネス）の状況	57
7	災害廃棄物処理対策	59
	(1) 災害廃棄物の処理の状況等	59
	(2) 災害廃棄物処理体制の構築	60

第3章 循環型社会づくりに向けた基本的な考え方

第1節	計画の基本方針	62
1	基本理念	62
2	基本目標	62
第2節	重点施策	64
1	地域循環共生圏形成に向けた取組の推進	64
2	生ごみ等の減量と循環的な利用に向けた取組の推進	64
3	プラスチックごみ対策及び容器包装廃棄物等の資源化の充実	64
4	食品ロスの削減に向けた取組の推進	65
5	ごみ処理の広域化に向けた市町村への支援	65
6	災害発生時における廃棄物の広域的な処理体制の強化	65

第4章 県の取組

第1節	廃棄物排出量等の将来推計	66
1	一般廃棄物の将来見込み	66
2	産業廃棄物の将来見込み	67
	(1) 排出量の将来見込み	67
	(2) 処理量の将来見込み	68

第2節	計画目標	69
1	一般廃棄物の減量化の目標	69
	(1) 1人1日当たり排出量	69
	(2) 再生利用率	69
	(3) 最終処分量	69
	(4) 一般廃棄物の減量化に関するその他の目標	71
2	産業廃棄物の減量化の目標	72
	(1) 排出量	72
	(2) 再生利用率	72
	(3) 最終処分量	72
3	廃棄物等の適正処理の目標	73
	(1) 産業廃棄物相談員による立入件数	73
	(2) 不法投棄早期解決率	73
	(3) 市町村土砂条例制定数	73
4	災害廃棄物処理体制の強化の目標	73
5	食品ロス削減の目標	74
	(1) 食品ロス発生量	74
	(2) 食べきり協力店登録店舗数	74
	(3) フードバンクの人口カバー率	75
6	バイオマスの活用の推進の目標	75
第3節	県の施策展開	76
1	5R(3R+Refuse+Respect)の推進	76
	(1) 5Rの普及啓発、県民運動等の推進	76
	(2) 廃棄物の発生抑制、資源循環の推進に向けた市町村との連携	77
	(3) 生ごみ、紙・布類のごみ等の減量・リサイクル	78
	(4) リサイクル関連産業の振興	80
	(5) プラスチックごみの削減	80
2	廃棄物等の適正処理の推進	84
	(1) 一般廃棄物の適正処理の推進と処理施設の広域化	84
	(2) 産業廃棄物の適正処理の推進と処理施設の確保	85
	(3) 有害物質を含む廃棄物の確実な処理の推進	87
	(4) 不適正処理対策の強化	88
	(5) 土砂埋立ての適正化推進	89
3	食品ロス削減の推進	90
	(1) MOTTA INAI運動の推進	90
	(2) フードバンク活動等の支援	92
4	バイオマスの活用の推進	94
5	災害廃棄物処理体制の強化	97
	(1) 広域的な災害廃棄物処理体制の強化	97
	(2) 廃棄物処理施設の強靱化の促進	97

第5章 海岸漂着物対策推進

第1節 基本的事項	99
1 海岸漂着物対策推進の背景	99
第2節 群馬県の現状と課題	100
1 河川へのごみ流出状況	100
2 調査結果	101
(1) 河川敷における散乱ごみ調査結果	101
(2) 河川水中のマイクロプラスチック調査結果	102
3 本県における課題	104
(1) 発生抑制に関する課題	104
(2) 環境教育・普及啓発に関する課題	104
第3節 発生抑制対策等について	106
1 重点区域	106
2 発生抑制対策	106
(1) プラスチックごみの削減	106
(2) 5R(3R+Refuse+Respect)の普及啓発、県民運動の推進、リサイクルの推進	108
(3) 廃棄物の発生抑制、資源循環の推進に向けた市町村との連携	109
3 環境教育	110
(1) 海岸漂着物問題に取り組む人づくり	110
4 普及啓発	111
(1) 海岸漂着物問題への当事者意識の醸成	111
5 数値目標	113
第4節 関係者の役割分担と相互協力	114
1 関係者の役割分担	114
2 流域県との連携	115
第5節 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項・その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項	116
1 対策実施上配慮すべき事項等	116
(1) モニタリングの実施	116
(2) 災害等の緊急時における対応	116
(3) 地域住民、民間団体等の参画と情報提供	116

第6章 計画の推進

第1節 各主体の役割	117
1 県民	117
2 市民活動団体等、大学・研究機関等	118
3 事業者(製造業、小売業等)	118

4	廃棄物処理業者・リサイクル業者	119
5	市町村	119
第2節 計画の推進と進行管理		
1	推進体制	120
2	進行管理	120
	(1) 目標達成に向けた進捗状況の把握	120
	(2) 進行管理	120
	(3) 計画の見直し	121

資料編

群馬県環境審議会 委員	資料-1
群馬県循環型社会づくり推進県民会議 委員	資料-2
第三次群馬県循環型社会づくり推進計画 策定の経緯	資料-3
用語の定義	資料-4
用語集	資料-5

コラム

- スウェーデンの取組 ごみをエネルギーに
- ごみ“0（ゼロ）” 上勝町のゼロ・ウェイスト運動
- 県内市町村の取組 環境共通袋・翻訳機の配布

凡例

- 計画で用いる基本的な用語の定義については、巻末の「用語の定義」中に説明があります。
- 計画本文中、※を付した用語については、巻末の「用語集」に説明があります。
- 端数処理の都合上、図表中の各項目の合計値と合計欄の数値が一致しない場合があります。

第5章 海岸漂着物対策推進

第1節 基本的事項

1 海岸漂着物対策推進の背景

近年、我が国の海岸に、我が国の国内や周辺の国又は地域から大量の漂着物が押し寄せ、生態系を含む海岸の環境の悪化、美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への影響等の被害が生じています。こうした状況を踏まえ、平成21年7月には、海岸漂着物対策の推進を図ることを目的として、「海岸漂着物処理推進法」が成立し、公布・施行されました。

また、世界全体では、毎年約800万トンのプラスチックごみが海洋に流出しており、このままでは2050年には海洋中のプラスチックごみの重量が魚の重量を越えるとも試算されています*。

このように、海岸漂着物が海洋環境に深刻な影響を及ぼしていることから、全国的にも国際的にもその発生抑制対策が求められています。

さらに近年では、海洋に流出する廃プラスチック類や微細なプラスチック類であるマイクロプラスチックが生態系に与え得る影響等について国際的に関心が高まり、世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題となっています。

これらの海岸漂着物等の問題に対して、海岸を有する地域だけでなく、河川流域圏の内陸地域と沿岸地域が一体となり、循環型社会形成推進基本法等の施策と相まって海岸漂着物等の発生を効果的に抑制するなど、広範な関係主体による取組が必要です。

本県では、「群馬県環境基本条例」にて「良好な環境の保全と創造」を実現すること目標としており、2019(令和元)年12月には、2050年に向けて、災害に強く、持続可能な社会を構築するとともに、県民の幸福度を向上させるため『ぐんま5つのゼロ』を宣言しており、その一つとして、プラスチックごみ「ゼロ」を掲げています。

海のない内陸県である本県においても、環境中に排出されたごみが、河川を経由して最終的に海に流出し海岸漂着物になるため、当事者であるという意識を持ち、発生抑制対策を進めていく必要があります。

こうしたことから、本県では、「海岸漂着物処理推進法」に基づく地域計画を策定します

*: WEF, 2016, The New Plastic Economy Rethinking the future of plastics

第2節 群馬県の現状と課題

1 河川へのごみ流出状況

海岸漂着物は、海岸や沿岸で投棄されるものだけでなく、内陸部から流れ出たものが河川を通して漂着するものもあります。これらの内陸部に由来するごみの現状を把握するため、河川敷における散乱ごみ調査及び河川水中のマイクロプラスチック調査を実施しました。

河川敷における散乱ごみ調査は「河川ゴミ調査マニュアル（平成24年3月国土交通省水管理・国土保全局河川環境課）」及び「散乱ごみ実態把握調査ガイドライン（令和3年6月環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室）」に従い、河川水中のマイクロプラスチック調査は「河川マイクロプラスチック調査ガイドライン（令和3年6月環境省水・大気環境局水環境課）」に従い実施しました。

表 5-2-1 調査地点

No.	河川名	河川敷における散乱ごみ調査		河川水中のマイクロプラスチック調査地点		近傍の水位・流量観測地点	近傍の環境基準点
1	利根川上流	月夜野橋	右岸	月夜野橋	流心	月夜野橋	月夜野橋
2	利根川中流	利根橋	右岸	利根橋	右岸	県庁裏	群馬大橋
3	利根川下流	千代田町瀬戸井	左岸	昭和橋	左岸	川俣	利根大堰
4	片品川	二恵橋	左岸	二恵橋	流心	上久屋	二恵橋
5	吾妻川	北群馬橋	右岸	北群馬橋	流心	吾妻橋	吾妻橋
6	烏川	岩倉橋	右岸	岩倉橋	右岸	岩鼻	岩倉橋
7	渡良瀬川	鹿島橋	右岸	葉鹿橋	流心	葉鹿橋	葉鹿橋
8	谷田川	板倉大橋	左岸	板倉大橋	流心	藤の木橋	合の川橋



原図出典：国土地理院ウェブサイト

図 5-2-1 調査地点（広域）

2 調査結果

(1) 河川敷における散乱ごみ調査結果

回収されたごみ量は、利根川中流の利根橋及び渡良瀬川の鹿島橋など河川敷の面積が大きな地点で多い結果となりました。一方、二恵橋や板倉大橋で少ない結果となりました。

ごみの組成としては、プラスチックごみや金属、ガラス・陶器が多く確認されました。プラスチックごみの詳細としては、その他プラスチック袋やレジ袋、食品の容器包装などであり、金属としては、アルミやスチールの飲料缶、ガラス・陶器としては瓶やガラスの破片が多く確認されました。

また、河川敷のごみの状況から、意図的に投棄されたと思われるごみや、風や雨水などにより非意図的に散乱したと考えられるごみなどが確認されました。

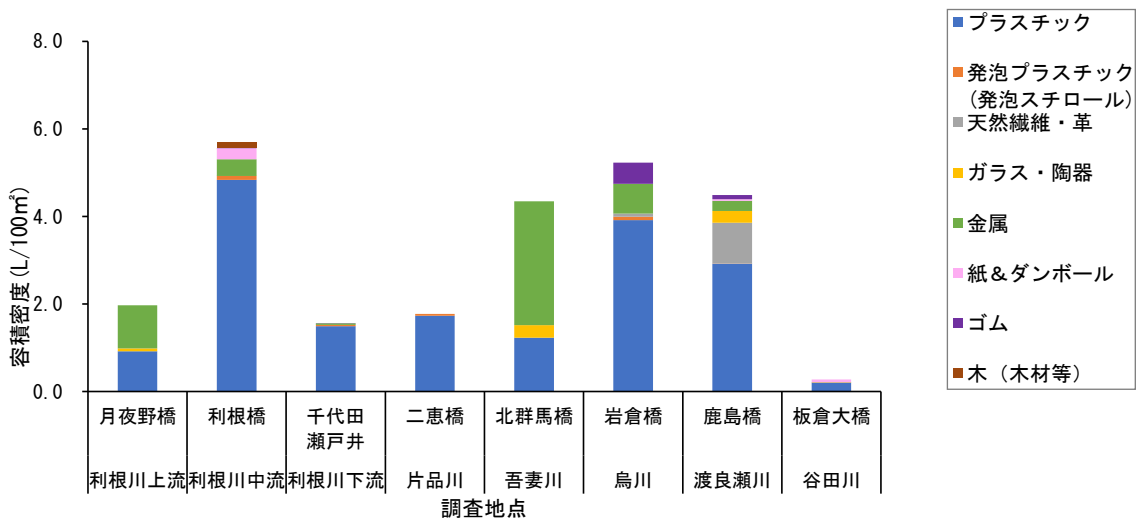


図 5-2-2 調査地点別容積密度

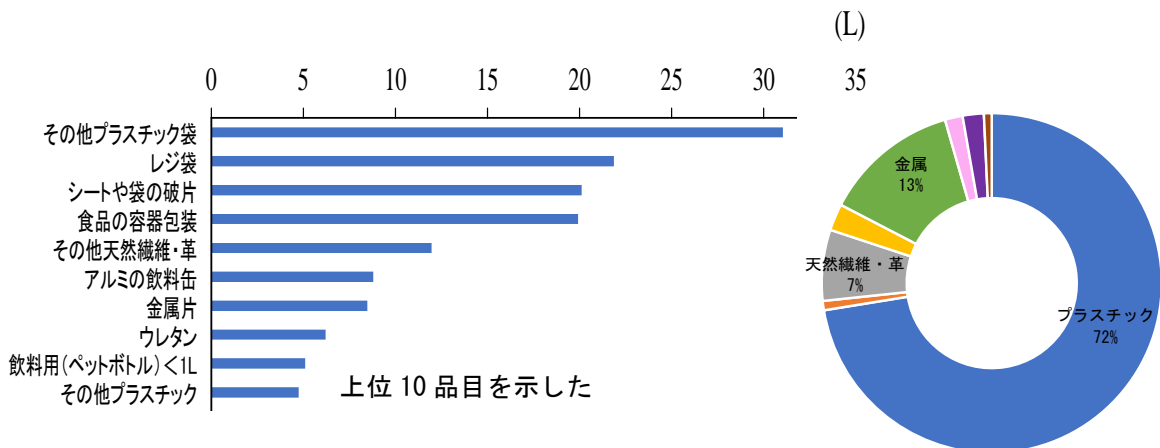


図 5-2-3 全地点の品目別容積 (右) 及び全地点の品目別容積割合 (右)



図 5-2-4 確認された散乱ごみの写真

(2) 河川水中のマイクロプラスチック調査結果

確認されたマイクロプラスチックの個数密度は、夏季に 0.5~37.7 個/m³、秋季に 0.3~11.0 個/m³ の範囲であり、利根川の上流に位置する月夜野橋で少なく、利根川下流の支川である板倉大橋で大きな値でした。また、上流域の出水の影響を受けたと考えられますが、夏季の利根川中流の利根橋でも大きな値となりました。夏季に比べ、秋季に個数密度は減少する傾向がありました。

確認されたマイクロプラスチックの形状の多くは破片状でした。材質は、ポリエチレンが多くを占めました。ポリエチレンはポリ袋や食品容器などによく利用されています。色としては白が最も多く、次いで透明でした。大きさは、直径 1mm 未満のサイズであるマイクロプラスチックが、夏季は全体の約 32%、秋季は約 47%を占めていました。

河川水中のマイクロプラスチック分布は、排出負荷量の増加に伴い増加しており、人間活動に依存してマイクロプラスチックの個数が増加していることが示唆されました。

マイクロプラスチックの由来となったプラスチックを推定すると、形状が繊維状のマイクロプラスチックは衣類やロープ・バンド等に由来する化学繊維、破片状のマイクロプラスチックのうち緑色で材質がポリエチレンやポリプロピレンのものは人工芝、袋・シート状のうち透明・白色で材質がポリエチレンやポリプロピレンのものはレジ袋等のプラスチック袋に由来している可能性が高いと考えられます。

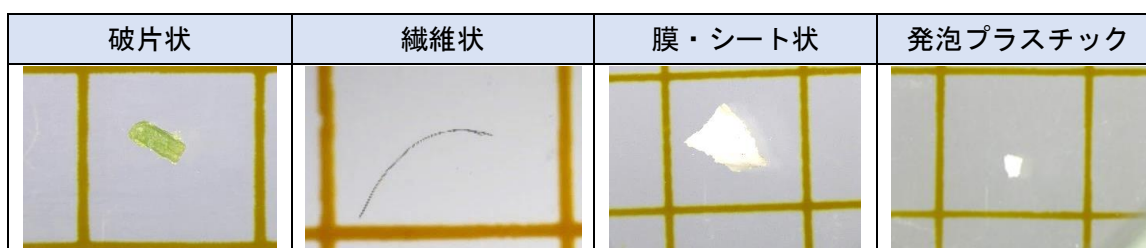


図 5-2-5 採取されたマイクロプラスチックの写真

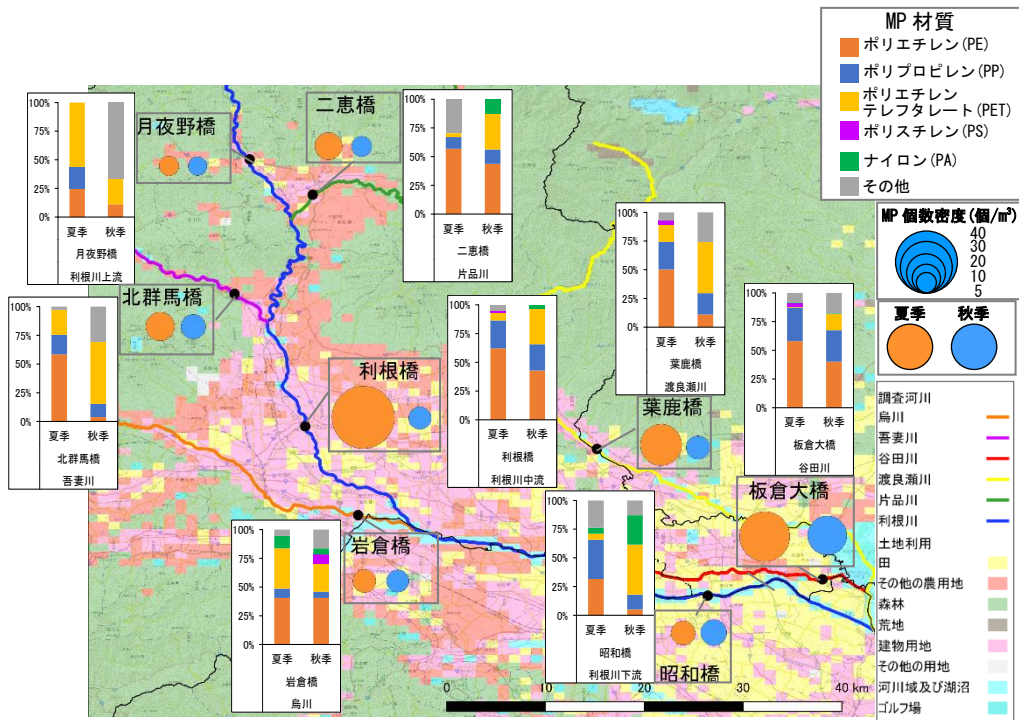


図 5-2-6 マイクロプラスチックの個数密度及び材質割合

表 5-2-2 調査結果の概要

	河川敷における散乱ごみ調査	河川水中のマイクロプラスチック調査
量	20L ごみ袋約 1/8~2 袋 二恵橋、板倉大橋で少ない 利根橋、鹿島橋で多い	夏季：0.5~37.7 個/m ³ 秋季：0.3~11.0 個/m ³ 月夜野橋で少ない 利根橋や板倉大橋で多い
種類	プラスチックや金属、ガラス・陶器が多い プラスチック：その他プラスチック袋、レジ袋、食品の容器包装 金属：アルミ缶、スチール缶 ガラス・陶器：瓶やガラスの破片	形状：破片状が多い 材質：ポリエチレンが多い 色：白が多く、次いで透明 サイズ：直径 2mm 未満が 60%以上

3 本県における課題

(1) 発生抑制に関する課題

利根川流域は本県のほぼ全域に及び、渡良瀬川や片品川、烏川、吾妻川などの一級河川とそれらに注ぐ多くの支流を通じて、県内全域から河川ごみ及びマイクロプラスチックが流入します。そのため、特定の地域に限定するのではなく、全域を対象とした発生抑制対策が必要となります。

散乱ごみ調査を行ったほとんどの河川敷では、レジ袋や食品の包装容器等のプラスチックごみが多く確認されました。河川敷へのアクセスが容易な場所では、レジ袋に入ったアルミのアルコール飲料缶や瓶といった意図的に投棄されたと考えられるごみが確認されたことから、県民一人一人のマナーやモラルの向上が求められます。また、風や雨水による非意図的な移動と考えられるごみも多く確認され、台風などの大規模出水時には、さらに多くのごみが移動してくると考えられることから、道路や水路、河川などの環境中に既に流出してしまったごみも含めてプラスチックごみなどの適正な管理及び処理が求められます。

本県においては、河川水中のマイクロプラスチックは、汚濁物質の排出負荷量の増加に伴い増加しており、人間活動に依存してマイクロプラスチックの個数が増加していることが示唆されました。なお、確認されたマイクロプラスチックの約6割が長径2mm未満のサイズであり、材質別ではレジ袋や食品包装等に利用されているポリエチレンが大部分を占めていました。

利根川流域の上流に位置する本県においても、河川への流入前にプラスチックの細分化がある程度進んでいると考えられるため、プラスチックごみの徹底した管理及び適正な処理が求められます。また、県内全域において、5Rの推進、レジ袋等のプラスチック製品の使用量削減を進めていく必要があります。

利根川流域は本県全域に及ぶため、プラスチックごみ等の徹底した管理及び適正な処理に関しては多くの市町村の協力が不可欠です。なお、プラスチックごみを含む海岸漂着物の問題は、流域圏の内陸地域と沿岸地域が一体となり、循環型社会形成推進基本法等の施策と相まって海岸漂着物等の発生を効果的に抑制する等、広範な関係主体による取組が必要です。本県は利根川流域の上流に位置する内陸県であることから、利根川の河口に面する沿岸県である茨城県及び千葉県と連携・協力し、海岸漂着物等の発生抑制対策に取り組む必要があります。

(2) 環境教育・普及啓発に関する課題

河川敷には、意図的に投棄されたと考えられるごみが見られ、また、風や雨水により非意図的に移動してきたと考えられるごみも多く確認されました。

さらに、散乱したプラスチックごみが分解されることによりマイクロプラス

チックが河川中に増加していることも考えられます。そこで、県民一人一人が自ら考え、課題解決に向けて主体的に行動するよう、環境教育及び普及啓発を展開していく必要があります。

内陸県である本県においても、ごみが環境中に排出されると最終的には海までたどり着くということを、県民一人一人に認識してもらう必要があります。

第3節 発生抑制対策等について

1 重点区域

利根川流域は本県のほぼ全域に及ぶため、利根川本流には渡良瀬川や片品川、烏川、吾妻川などの一級河川とそれらに注ぐ多くの支流を通じて、群馬県全域から河川マイクロプラスチック及び河川ごみが流入することから、重点区域は県内全域とします。

2 発生抑制対策

(1) プラスチックごみの削減

本県は、海岸漂着物の発生抑制対策として、その多くを占めると考えられるプラスチックごみの発生抑制対策を図ります。また、プラスチック製品の使用量削減、適正管理による流出抑制及び流出したプラスチックごみの回収等を実施するとともに、発生抑制対策の施策の効果を確認するため、河川水中のマイクロプラスチック調査や河川敷散乱ごみ調査を継続して実施します。

<具体的事業>

ア ワンウェイプラスチックの削減促進（再掲）

これまで、県では、「群馬県環境にやさしい買い物スタイル普及促進協議会」と連携し、レジ袋削減に取り組んできました。

県内のスーパーにおける、令和元年7月のレジ袋辞退率は、50.3%でしたが、レジ袋が有料化された令和2年7月のレジ袋辞退率は、83.5%となり、有料化をきっかけに大きく伸びました。今後ともレジ袋辞退率が向上するよう、県民向けにマイバッグの推奨を図ります。

このほか、ワンウェイプラスチック削減を促進するため、マイバッグやマイボトルの推奨、プラスチックストローやレジ袋等の削減に取り組む事業者や衣料品の廃棄削減に取り組む事業者等を支援します。

また、県民からワンウェイプラスチック削減のアイデアを募集し、好事例をプラスチックスマートハンドブックとしてとりまとめ、県ホームページやSNSで情報発信することで、県民一人一人の行動変革を促し、プラスチックごみの削減を加速させます。

プラスチック資源循環促進法^{*}では、プラスチック製品の製造時にリサイクルしやすい設計（環境配慮型設計）とするための指針の策定のほか、民間事業者に使い捨てプラスチックの使用抑制やリサイクルを義務づけることが規定されており、今後、国の動向も踏まえながら、ワンウェイプラスチック削減の取組を加速させます。

イ グリーン購入[※]の推進・リユース食器の活用（再掲）

群馬県グリーン購入品目別ガイドラインを改訂し、県が調達するプラスチック製品全般を生分解性プラスチックや木製品への転換を図ります。

また、会議等での飲料について、ペットボトルからマイボトル持参への転換を図るとともに、県主催のイベント等でリユース食器の活用を積極的に推進します。

ウ ワンウェイプラスチックから再生プラスチック・代替プラスチックへの転換促進（再掲）

農業用生産資材や建設資材などで使用されているプラスチックについて、再生プラスチックや代替プラスチックへの転換を促すため、企業・農業者等に対して技術支援や経営支援を行います。

農業用生産資材（マルチフィルム）については、生分解性マルチフィルムの利用を促進します。

また、各市町村が定めている指定ごみ袋について、バイオマスプラスチック等の導入を促進します。

エ 革新的な技術・ビジネスモデルの導入促進（再掲）

国の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の趣旨も踏まえながら、今後、AIによる資源を必要な量だけ無駄なく利用する仕組みやリターナブル容器による商品提供・回収等ワンウェイプラスチックに依存しないビジネスプランを社会実装できるよう支援します。

オ プラスチック代替素材の開発支援（再掲）

企業と連携して、山村地域に適応した小規模・低環境負荷な製法により、県産木材からセルロースナノファイバーや改質リグニンを製造するための調査研究に取り組みます。

カ プラスチックごみ一括回収の促進（再掲）

プラスチック資源循環促進法[※]では、家庭等から排出されるプラスチック製容器包装と容器包装以外のプラスチック使用製品廃棄物等を市町村が一括回収（分別収集）することで、プラスチックごみの回収量を増やしリサイクルを促進する制度が設けられています。

県では、市町村がプラスチックごみ一括回収（分別収集）を速やかに実施できるよう、支援を行います。

キ 尾瀬ごみ持ち帰り運動

尾瀬をモデル地区として、ごみ持ち帰りの呼びかけを行い環境保全に関する啓発を進めます。

ク 河川巡視・パトロールの実施

河川敷やその周辺でパトロール等を行うことにより、ごみの不法投棄の抑制や早期発見につなげます。

ケ 事業者団体による環境宣言のサポート・実践

ぐんま SDGs コーディングプログラム等により県内中小企業の SDGs 宣言までのサポートを実施します。

(2) 5 R (3 R + Refuse + Respect) の普及啓発、県民運動等の推進、リサイクルの推進

本県は、使い捨てプラスチック製品の使用削減、分別収集や再生利用を推進することで、廃棄物の発生抑制や循環資源の再利用化を図り、持続可能な循環型社会の形成を目指すことにより、プラスチックごみを始めとする海岸漂着物の発生抑制に努めます。

< 具体的事業 >

ア 環境にやさしい買い物スタイルの普及促進（再掲）

消費者団体、事業者、県、市町村で構成される「群馬県環境にやさしい買い物スタイル普及促進協議会」と連携し、動画等を積極的に活用して普及啓発することで、県民一人一人の行動変革を促します。

マイバッグの活用や、必要なものを必要な分だけ購入すること、リターナブル容器入りの商品や詰替え商品の積極的な選択等、環境に負荷をかけない買い物スタイルや5 Rの徹底を図ります。

イ 県民への啓発活動（ぐんま3 R宣言等）の推進（一部を再掲）

県主催のイベント等においてリユース食器を積極的に活用することで、継続的に県民への普及啓発を図ります。

また、群馬県環境アドバイザー連絡協議会と連携しながら、ごみ減量に関する講演会などを実施し、県民への5 Rの定着を図ります。

ウ ごみの分別の徹底を図るための普及・啓発（再掲）

ごみの分別の種類が多い市町村はごみの排出量が少ない傾向がみられるように、ごみの分別を徹底することはごみの減量につながるため、ごみの分別の徹底を県民に対して普及・啓発します。県は、各市町村に対してごみの分

別回収を支援し、各市町村の分別回収の状況を県民に県ホームページで情報提供します。

エ 紙・布類のリサイクル等の推進（再掲）

2019（令和元）年3月から2020（令和2）年10月まで神流町において民間事業者が直接、住民から雑がみを回収する社会実験を実施しました。合計560kgの雑がみを回収し、住民に対する紙類分別の意識啓発に一定の効果がありました。

一方、民間事業者からは、古紙の市況が低迷しており、雑がみのみの回収では収益が得られないという課題も挙げられました。

こうした課題を踏まえ、今後、回収方法の改善を図り、引き続き市町村と協力しながら、紙類リサイクルに向けた新たな回収体制の構築に取り組むこととします。

また、生活系の可燃ごみには、再利用や資源化できる布類が多く含まれていることから、市町村や民間団体による集団回収や拠点回収等による布類の回収を促進します。

オ グリーン購入[※]等、再商品化された品目の積極的な利用促進と市場の拡大の支援（再掲）

資源を有効に活用し、循環を基調とした社会を実現するため、環境への負荷が少ないものを購入する、いわゆる「グリーン購入」を積極的に推進し、需要面から環境物品等の市場拡大を促進します。

（3）廃棄物の発生抑制、資源循環の推進に向けた市町村との連携

本県は、プラスチックごみだけでなく全ての廃棄物等に対する適正処理を推進することにより、河川を通じ海に流出する可能性があるあらゆるごみの飛散、流出抑制に努めます。

<具体的事業>

ア 廃棄物の発生抑制等に関する施策の導入に向けた市町村への支援（再掲）

廃棄物の発生抑制、資源循環の推進に関する施策の事例やノウハウを共有し、市町村による施策の導入が促進されるよう支援します。また、廃棄物の発生を抑制して処理費用を軽減することで、行政サービスに使える予算が増えることとなるため、経費面から考えることも重要です。これらの施策の実施を支援する国の補助制度等を活用し、市町村における施策の予算の確保を支援します。

市町村が、ごみ処理手数料の有料化[※]を検討する場合には、住民からの幅広い理解が得られるよう、市町村に対してコスト分析手法等の技術的支援を行

います。

イ 市町村が実施している事業との連携（再掲）

市町村が実施している事業に関する啓発活動等のうち、全県的に実施することでより多くの成果が期待できる事業については、市町村単独で実施していただくだけでなく学識経験者、県、市町村、市民活動団体等、事業者により構成される「ぐんま3R推進会議」における検討等を踏まえながら各関係者が広く連携して事業を推進します。

ウ 各種リサイクル法に定める全ての品目の分別回収の促進（再掲）

市町村への情報提供等を通じて容器包装リサイクル法や小型家電リサイクル法に定める全ての品目について、全市町村が分別回収するよう促進します。

エ 市町村と連携した回収方法・回収ルート of 拡充（再掲）

回収方法や回収ルートを多様化することで回収量の増加が期待できるプラスチックごみについては、店頭回収の活用を促進する等、市町村や小売事業者等と連携して回収方法や回収ルートの拡充を推進します。

また、市町村に対して新たな回収拠点の整備や、回収品目の拡大を検討する際の助言・情報提供等を行います。

3 環境学習

（1）海岸漂着物問題に取り組む人づくり

本県は、持続可能な社会の構築と県民幸福度の向上を目指すために、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」を掲げています。その実現のためには、私たち一人一人の自覚と行動が必要不可欠であり、身の回りの自然環境に興味関心を持ち、環境と調和した持続可能な社会とはどのような社会であるかを正しく理解し、その実現に向けて、自ら学び、課題解決へ向けて主体的に行動できる人材を育てていく必要があります。

プラスチックごみを始めとする海岸漂着物の発生抑制対策の推進にあたっては、次に掲げるとおり環境学習を推進し、県民一人一人がプラスチック製品の適切な使用について考え、内陸県でありながらプラスチックごみ問題や海岸漂着物問題等に当事者意識を抱くとともに、それらの問題について理解を深めていくことが必要です。

<具体的事業>

ア 動く環境教室の推進

学校等における体験的な環境学習を支援するため、実験機材を搭載した「エ

コムーブ号」を活用し、県に登録し研修を受けた環境学習サポーターが、学校等の要望により環境教室を開催します。

イ 環境学習サポーターの育成

環境学習サポーターは主に「動く環境教室」において講師を務めます。「動く環境教室」の幅広い学習分野を習得するための座学や、学習の流れを踏まえた実験の仕方等、体験的な学習を行動へ結びつけるための研修を行っています。

また、ぐんま環境学校（エコカレッジ）のカリキュラムに動く環境教室の体験を組み込み、環境学習サポーターの育成を行っています。

ウ ぐんま環境学校（エコカレッジ）

広く県民を対象とした講座を開講し、講義やワークショップ、フィールドワーク等を通じて、地域における環境学習や環境活動を自ら主体的に実践できる人材を養成します。

エ 群馬県環境アドバイザー登録及び支援

地域における環境保全活動の牽引役として活動する「群馬県環境アドバイザー」に登録し、活動を支援します。

オ こどもエコクラブへの支援

公益財団法人日本環境協会が運営する「こどもエコクラブ全国事務局」と連携し、県内登録クラブの活動に対し支援をしています。主な事業として県内のこどもエコクラブ交流会や学習会等を実施します。

4 普及啓発

（1）海岸漂着物問題への当事者意識の醸成

本県は、事業者、NPO、ボランティア団体等を含む多くの県民にプラスチックごみを始めとする海岸漂着物問題に関する普及啓発を行い、海岸漂着物問題を当事者としてとらえる意識醸成を図ります。また、各主体がパートナーシップを構築し、多くの県民がごみの排出抑制等の環境保全活動に参画できるよう、場の提供や支援を行います。

<具体的事業>

ア マイクロプラスチック等の実態把握調査

河川水中のマイクロプラスチック調査や河川敷の散乱ごみ調査を実施し、

本県から海洋に流出するプラスチックの実態把握を行います。得られた調査結果を一般に広く公表することにより海洋ごみ問題に関する普及啓発を行います。

また、計画の見直しに合わせ、実態把握調査結果の蓄積を踏まえて、環境中のごみの実態に関する目標を設定することを目指します。

イ 環境にやさしい買い物スタイルの普及促進（再掲）

消費者団体、事業者、県、市町村で構成される「群馬県環境にやさしい買い物スタイル普及促進協議会」と連携し、動画等を積極的に活用して普及啓発することで、県民一人一人の行動変革を促します。

マイバッグの活用や、必要なものを必要な分だけ購入すること、リターナブル容器入りの商品や詰替え商品の積極的な選択等、環境に負荷をかけない買い物スタイルや5Rの徹底を図ります。

ウ 県民への啓発活動（ぐんま3R宣言等）の推進（一部を再掲）

県主催のイベント等においてリユース食器を積極的に活用することで、継続的に県民への普及啓発を図ります。

引き続き、群馬県環境アドバイザー連絡協議会と連携しながら、ごみ減量に関する講演会等を実施し、県民への5Rの定着を図ります。

エ ごみの分別の徹底を図るための普及・啓発（再掲）

ごみの分別の種類が多い市町村はごみの排出量が少ない傾向がみられるように、ごみの分別を徹底することはごみの減量につながるため、ごみの分別の徹底を県民に対して普及・啓発します。県は、各市町村に対してごみの分別回収を支援し、各市町村の分別回収の状況を県民に県ホームページで情報提供します。

オ 尾瀬ごみ持ち帰り運動（再掲）

尾瀬をモデル地区として、ごみ持ち帰りの呼びかけを行い環境保全に関する啓発を進めます。

5 目標

本県が掲げる「ぐんま5つのゼロ宣言」の宣言4、プラスチックごみ「ゼロ」を踏まえ、実態把握調査を継続し、環境中のごみの削減に関する指標を設定することを旨とするとともに、2050年には、環境中に排出されるプラスチックごみをなくし、本県から海洋へ流出するごみを削減することを目標とします。

また、数値目標の一覧を表5-3-1に示します。なお、数値目標については、環境基本計画2021-2030第2節「持続可能な循環型社会づくり」において設定されている数値目標と同一とすることを基本としつつ、各事業に目標が設定されている場合、当該目標を数値目標とします。

表5-3-1 数値目標

指標	単位	現状		目標	
		年度	数値	年度	数値
〈発生抑制対策〉(1) プラスチックごみの削減					
〈発生抑制対策〉(2) 5Rの普及啓発、県民活動等の推進、リサイクルの推進					
〈発生抑制対策〉(3) 廃棄物の発生抑制、資源循環の推進に向けた市町村との連携					
県民一人一日当たりのごみの排出量	g/人・日	H30	986	R12	805以下
県民一人一日当たりの家庭系ごみの排出量	g/人・日	H30	640	R12	404以下
一般廃棄物の再生利用率	%	H30	15.2	R12	27以上
一般廃棄物の最終処分量	千t	H30	70	R12	56以下
産業廃棄物の排出量	千t	H29	3,697	R12	3,768以下
産業廃棄物の再生利用率	%	H29	52	R12	56以上
産業廃棄物の最終処分量	千t	H29	118	R12	85以下
プラスチック製容器包装分別収集市町村数	市町村	R2	22	R12	35
レジ袋辞退率	%	R2	83.5	R12	100
不法投棄早期解決率	%	R元	70	R12	70
産業廃棄物相談員による立入件数	件	R元	429	R12	430
〈環境教育〉(1) 海岸漂着物問題に取り組む人づくり					
動く環境教室受講者数	人/年	R元	7,411	R7	7,500
環境アドバイザー登録者数	人	R元	280	R7	300
ぐんま環境学校(エコカレッジ)修了者数	人/年	R元	22	R7	30
環境教育研修講座受講者数	人/年	R元	17	R11	20
(1) コ 尾瀬ごみ持ち帰り運動					
運動実施回数	回	R3	1	R12	1
(1) シ 事業者団体による環境宣言のサポート・実践					
宣言企業数	社	R2	10	R4	50
					短期目標の設定のみ (R12目標は未設定)

第4節 関係者の役割分担と相互協力

1 関係者の役割分担

プラスチックごみの削減及び発生抑制対策を促進させるにあたっては、国、県、市町村及び事業者等の総合的な協力が必要不可欠です。それぞれの役割を理解しつつ、関係者が相互に連携してこれらの課題に取り組む必要があると考えられます。

表 5-4-1 関係者の役割

主体	役割
国	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の策定 ・財政支援 ・技術的支援
県	<ul style="list-style-type: none"> ・地域計画の策定 ・5 R の普及啓発 ・発生抑制や適正処理等に係る普及啓発 ・分別収集、処理体制の構築 ・不法投棄に対する対応 ・技術的支援 ・情報収集と発信 ・他県との連携の推進
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・分別収集、処理体制の構築 ・不法投棄に対する対応 ・発生抑制や適正処理等に係る普及啓発 ・清掃活動への支援 ・情報取得
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・5 R の取組 ・環境負荷の低い製品・サービスの提供 ・清掃活動への参加
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・5 R の取組 ・発生抑制や適正処理等に係る普及啓発 ・清掃活動の企画及び参加
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・5 R の実践 ・不法投棄の防止 ・ごみの適正な処理への協力 ・清掃活動への参加 ・環境学習への参加

2 流域県との連携

プラスチックごみを含む海岸漂着物の問題は、流域圏の内陸地域と沿岸地域が一体となった広範な関係主体による取組が必要です。本県は利根川流域の上流に位置する内陸県であることから、利根川の河口に面する沿岸県である茨城県及び千葉県と、連携・協力し海岸漂着物等の発生抑制対策に取り組むこととします。

プラスチックごみの削減については、各県の既存の取組を基本としつつ、レジ袋をはじめとするプラスチック製品や使い捨て容器等のあらゆるプラスチックごみの削減に向け、マイバッグやマイボトル利用の普及促進や3Rの啓発活動等の実施にあたって相互に連携しながら取組を推進します。

特に3Rの推進に関しては、各県において循環型社会の形成を目指し独自に実施している様々な取組を踏まえつつ、既存事業の連携・協力について検討するとともに、理念や目的、取組内容を共通化した事業の実施に努めるものとします。

また、3Rや海洋ごみ問題の普及啓発にあたっては、相互に取組を周知し、啓発物資を共有化・共同作成するなど、流域県との連携した取組が住民意識の醸成に効果的であると考えられます。

このほか、内陸である本県を含む流域全体として、海岸漂着物や陸、河川のごみ等に関する様々な課題、問題に対して相互に連携して取り組むため、各県で実施する対策の内容や取組状況の報告、意見交換、実態把握調査の結果報告、その他資料の共有化、SNS等での情報発信等、多岐にわたった情報共有を行うことにより相互連携を図ることとします。

第5節 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項・その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

1 対策実施上配慮すべき事項等

(1) モニタリングの実施

本県は、計画期間中、実態把握のための調査を行い、施策効果の検証を行うものとしてします。

(2) 災害等の緊急時における対応

災害等により河川に大量のごみが流出した場合や危険物の流出が見られる場合は、関係機関と連携して適切に対応するものとしてします。

(3) 地域住民、民間団体等の参画と情報提供

対策の実施にあたっては、地域住民及び関係団体等の自発的な参画を促すため、積極的な情報提供を行い、連携の推進に努めるものとしてします。